

# 株 主 各 位

東京都大田区鶴の木一丁目5番12号  
日本プリメックス株式会社  
代表取締役会長兼社長 中 川 善 司

## 第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都大田区下丸子三丁目1番3号  
大田区民プラザ
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第44期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第44期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、新型コロナウイルスの感染対策としてマスク着用などの感染予防と、ご自身の体調をお確かめの上、ご来場いただきたくお願い申しあげます。

※お土産の配布につきましては、本年は中止とさせていただきます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.primex.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 第 44 期 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症は感染第3波のピークアウトに始まり回復の兆しが見えたものの、その後の第4、第5、第6波と相次いで周期的な感染拡大に見舞われましたが、コロナワクチンの接種率向上やマスク着用の日常化などの感染対策の普及により前年度に比較して徐々に経済活動は活性化してまいりました。

一方、海外ではロシアによるウクライナ侵攻により、3月より原油や穀物など関連するコモディティ価格の高騰による物価上昇や安全保障などの様々な局面に影響を与えうる要因が発生するなど、多難な1年となりました。

当社ではニューノーマルな時代に対応すべくガソリンスタンド用精算機、ATM、自動販売機といった非接触機器向け及び医療機器向けの需要を獲得すべく国内につきましては従来からの訪問営業の他、ICTによるオンライン商談などにより顧客対応を強化し、コロナ前の受注水準に概ね回復しており、海外につきましては、北米ガソリンスタンド向けの当社製ミニプリンタの出荷が堅調に推移したことにより売上高は、58億76百万円（前年同期比13.3%増）となりました。

営業利益は、4億72百万円（前年同期比50.6%増）となりました。

経常利益は、6億44百万円（前年同期比68.3%増）となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、4億16百万円（前年同期比74.2%増）となりました。なお、商品群別業績では、次のとおりであります。

当連結会計年度における商品群別売上は、

ミニプリンタメカニズムは1億54百万円（前年同期比12.9%増）。

ケース入りミニプリンタは32億60百万円（前年同期比15.3%増）。

ミニプリンタ関連商品は8億86百万円（前年同期比30.2%増）。

消耗品は4億40百万円（前年同期比9.3%増）。

大型プリンタは1億16百万円（前年同期比4.2%増）。

その他は10億19百万円（前年同期比0.7%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は 95,907千円であり、その主な内容は、建物 1,753千円、建物付属設備 4,061千円、機械装置 2,290千円、車両運搬具 1,237千円、工具器具備品等 19,640千円、一括償却資産 7,149千円、金型等のリース資産 43,642千円、ソフトウェア 10,050千円、土地 6,083千円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

第45期の対処すべき課題として、以下の項目に重点を置いて事業活動を行っております。

### ① コーポレートガバナンスの向上

上場企業に求められる国際社会の要請に適切するため、経営の透明性の向上と意思決定の迅速化を図るため、第43回定時株主総会より監査等委員会設置会社への移行を行い、内部統制についても新体制のもと随時見直しを実施しております。

### ② 新たな生活様式に対応した特色ある営業戦略

新型コロナウイルス感染症対応をはじめとする新たな生活様式であるニューノーマルな時代に対応した非接触機器の需要や、人の手を介さない省力機器の需要など、顧客の様々なニーズにお応えすべく、新規ユーザーの開拓、製品のカスタマイズ提案、導入後のアフターフォローや迅速な保守サービスの提供など、取引先密着型の営業活動を推進し、顧客満足度の向上に努めます。

### ③ 市場リスクに対する業界情報の共有と対応による拡販活動

ウクライナ情勢による原油・穀物などに関連するコモディティ価格の高騰や円安による物価上昇、および中国のゼロコロナ政策による小型プリンタ生産縮小に伴う商品の供給不足に対し、仕入先大手メーカーとの業界動向や営業情報、新技術情報を共有することにより、商品の拡販を図ります。

### ④ ICTの活用による営業方法の改善

従来の訪問型営業に加え、ICTによる顧客とのコミュニケーション向上や、オンラインバーチャル展示会の開催、オンライン受注システムの利用など営業方法の改善に取り組みます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期 (2018年4月1日 から2019年3月31 日まで)	第 42 期 (2019年4月1日 から2020年3月31 日まで)	第 43 期 (2020年4月1日 から2021年3月31 日まで)	第 44 期 (2021年4月1日 から2022年3月31 日まで)
売上高(百万円)	5,932	6,638	5,188	5,876
経常利益(百万円)	666	573	383	644
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	462	373	239	416
1株当たり当期純利益	87.96円	70.90円	45.43円	79.15円
総資産(百万円)	8,105	8,115	8,135	8,703
純資産(百万円)	5,795	5,924	6,204	6,493

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数から自己株式を控除した株式数に基づき、算出しております。  
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期 (2018年4月1日 から2019年3月31 日まで)	第 42 期 (2019年4月1日 から2020年3月31 日まで)	第 43 期 (2020年4月1日 から2021年3月31 日まで)	第 44 期 (2021年4月1日 から2022年3月31 日まで)
売上高(百万円)	5,926	6,636	5,177	5,867
経常利益(百万円)	585	541	356	607
当期純利益(百万円)	387	358	223	403
1株当たり当期純利益	73.60円	68.06円	42.48円	76.69円
総資産(百万円)	7,728	7,722	7,735	8,304
純資産(百万円)	5,609	5,723	5,987	6,264

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数から自己株式を控除した株式数に基づき、算出しております。  
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本プリンタエンジニアリング㈱	299,000千円	100%	小型プリンタの開発・製造
石川台商事㈱	25,000千円	100%	資産管理・不動産管理仲介

当社の連結対象子会社は上記の重要な子会社2社であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

当社グループは小型プリンタ・電子機器の販売及び開発・製造並びに不動産賃貸事業を行っております。

## (12) 主要な営業所及び工場

- ① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	名古屋営業所	名古屋市千種区
東京営業所	東京都大田区	大阪営業所	大阪市淀川区
横浜営業所	横浜市中区	京都営業所	京都市山科区
九州営業所	福岡市博多区	サービスセンター	東京都大田区

- ② 子会社

名称	所在地
日本プリンタエンジニアリング株式会社	山梨県南都留郡富士河口湖町
石川台商事株式会社	東京都大田区東雪谷

(13) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前期末比増減
98名	1名減

(注) 上記従業員数には、顧問、嘱託、パートの30名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	46名	1名増	46.8歳	15.0年
女 子	14名	—	43.2歳	13.5年
合 計 又 は 平 均	60名	1名増	46.0歳	14.7年

(14) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 22,090,000株  
(2) 発行済株式の総数 5,523,592株  
(3) 株主数 1,093名  
(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
中川善司	株 2,001,140	% 38.02
中川悦子	889,420	16.90
光通信株式会社	394,000	7.49
中川亮	221,384	4.20
中川優	221,384	4.20
日本プリメックス従業員持株会	195,900	3.72
上原幸	164,244	3.12
株式会社三菱UFJ銀行	100,000	1.90
株式会社みずほ銀行	90,000	1.71
須田忠雄	72,000	1.37

(注) 持株比率は自己株式(260,802株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中において使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	中川善司	
取締役	太田明光	国内営業本部長兼特販部長
取締役	内田弘	国内営業副本部長兼所店営業部長
取締役	渡辺良雄	国内営業副本部長兼東京営業部長
取締役	真岡厚史	管理本部長兼総務部長
社外取締役 監査等委員	山崎真人	
社外取締役 監査等委員	田中貞雄	
常勤社外取締役 監査等委員会議長	伊藤健	

- (注) 1. 所店営業部は、横浜営業所、京都営業所、大阪営業所、名古屋営業所、九州営業所を統括しております。
2. 取締役 山崎真人氏、田中貞雄氏及び伊藤健氏は、社外取締役であります。
3. 当社では定款において常勤の監査等委員を選定できる旨を定めており、監査等委員会規定により常勤の監査等委員を選定しています。常勤の監査等委員は経営会議や部門長会議等の重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合しているか、会社業務が適正に遂行されているかを随時監査することにより、監査等委員会の活動の実効性を高めており、伊藤健氏を、常勤の監査等委員に選任しております。
4. 当社は東京証券取引所に対して、取締役 山崎真人氏及び田中貞雄氏、伊藤健氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、責任限定契約を締結しておりません。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	5名 （ 0名）	54百万円 （ 0百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （ 3名）	9百万円 （ 9百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （ 3名）	3百万円 （ 3百万円）
合計 （うち社外取締役及び監査役）	11名 （ 6名）	67百万円 （ 12百万円）

- (注) 1. 使用人兼務役員4名の使用人給与相当額19百万円は上記支給額に含まれておりません。  
2. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額7百万円を含んでおります。

#### ① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬等の額は、定款の定めにより、2021年6月28日開催の株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額70百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額は年額30百万円以内とご承認を頂いております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である社外取締役の員数は3名です。

#### ② 取締役の個人別の報酬等の決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は以下の通りとなっております。

イ. 当社の取締役の報酬は、基本報酬及び退職慰労金で構成されております。

##### (イ) 基本報酬

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会より一任された代表取締役社長であり、業績、他社水準、社外情勢、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

#### (ロ) 退職慰労金

退職慰労金は、役員退職慰労金規定に基づき、月額報酬、役位及び在任期間に応じた額を基準に支給額を算定し、退任時に株主総会の承認決議を経て支給することとなっております。

なお、当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および退職慰労金のみで構成されているため、確定額報酬等が個人別の報酬等の額の全部を占めます。

#### ロ. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定します。

#### ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、各取締役は、当社役員報酬規程と照合し、本方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

#### (4) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

##### 1. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
常勤社外監査役	白石吉昭	監査役	2021年6月28日

(注) 白石吉昭氏の退任理由は任期満了によるものであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員) 山崎真人	当事業年度開催の監査役会2回、監査等委員会8回、取締役会5回に出席し、主に業務監査の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会、監査等委員会においては、他社における当業界の豊富な知見に基づき当社の業務監査及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 田中貞雄	当事業年度開催の監査役会2回、監査等委員会8回、取締役会5回に出席し、主に業務監査の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会、監査等委員会においては、他社における当業界の豊富な知見に基づき当社の業務監査及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
常勤社外取締役 (監査等委員会議長) 伊藤 健	当事業年度開催の監査等委員会8回、取締役会5回に出席し、主に業務監査の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の業務監査及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,370千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,370千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の職務の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか、必要な検討を行った上で、会計監査人の報酬について、同意の判断を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、前回第43回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、2021年6月28日開催の取締役会において「内部統制システムの構築の基本方針（企業集団の業務の適正を確保するための体制）」について改訂決議しており、決議内容は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令等に適合することを徹底するため、コンプライアンス担当取締役を任命（現任取締役真岡厚史）し、コンプライアンス関連規程の整備、内部通報制度の導入、並びに取締役及び従業員の教育研修を行う。内部監査室はコンプライアンスの運用状況について監査し定期的に社長及び監査等委員会に報告を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書その他の情報について、文書管理規程等に基づき保存及び管理を行うものとし、取締役及び監査等委員は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に対する体制を整備するため、リスク管理担当取締役を任命（現任取締役真岡厚史）するとともに、グループリスク管理体制等のリスク管理規程等を制定し、市場、投資、災害、オペレーショナルリスク管理等のリスク状況の監視並びに全社的対応を行います。又、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当各部門が行う。内部監査室は、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施し社長及び監査等委員会に報告を行う。

### (4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役（監査等委員を除く）及び常勤監査等委員の出席する経営会議を原則として毎週行い、予算・実績の報告、重要案件の協議を行うとともに、法定案件等については、別途取締役会を行うことにより事業環境の変化に素早く対応しかつ効率的な経営判断を行う。職務権限規程等に基づき、職務権限・決裁権限など執行責任体制を明確にし、職務の執行が行われる体制とする。

**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループは、グループの経営方針に基づき、方針と施策について協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。又、当社グループ各社全体の内部体制に関する担当部署を設けるとともに、グループ会社と内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等を効率的に行う。又、当社グループ間取引においては、法令・会計その他社会規範に則った適正な取引を行い、内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を行い、その結果を社長、監査等委員会、及びグループ各社社長に報告するものとする。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項**

監査等委員会から要請があった場合、監査等委員会の監査業務を補助する使用人を配置し、監査業務の補助を行う体制とし、依頼を受けた使用人は、その依頼に関して監査等委員でない取締役の指揮命令を受けないものとする。

**(7) 取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

監査等委員は、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席すると共に、取締役からその執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見を述べることができる。また、取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事象が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきと定めた事象が発生したときは、監査等委員会に報告するものとする。

**(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会から会社情報を求められたときは遅滞なく提供できるようにするなど、監査等委員会の監査環境の整備を図り、又監査等委員会は取締役社長、監査法人との定期的な意見交換を開催し、併せて内部監査室との連携を図るものとする。

**(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社及びグループ各社は、金融商品取引法等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努めてまいります。

又、有効かつ正当な評価ができるよう継続的に評価し、必要な是正を行うことにより、財務報告の信頼性を確保します。

**7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制につきましては、各項目に記載した運用を適正に実施しております。



# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,627,548</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,790,339</b>
現金及び預金	4,424,518	支払手形及び買掛金	1,437,607
受取手形、売掛金及び契約資産	1,563,702	未払法人税等	159,028
商品及び製品	330,094	賞与引当金	47,443
仕掛品	6,325	その他	146,259
原材料及び貯蔵品	292,095	<b>固 定 負 債</b>	<b>419,220</b>
その他	11,125	役員退職慰労引当金	172,759
貸倒引当金	△312	退職給付に係る負債	208,863
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,075,505</b>	その他	37,597
<b>有形固定資産</b>	<b>1,328,658</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,209,559</b>
建物及び構築物	211,429	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	8,799	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,509,045</b>
工具、器具及び備品	38,434	資 本 金	393,997
土地	963,918	資 本 剰 余 金	283,095
リース資産	106,075	利 益 剰 余 金	5,990,852
<b>無形固定資産</b>	<b>21,690</b>	自 己 株 式	△158,900
<b>投資その他の資産</b>	<b>725,157</b>	その他の包括利益累計額	△15,551
投資有価証券	613,112	その他有価証券評価差額金	△15,551
繰延税金資産	95,234	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,493,494</b>
その他	22,515	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>8,703,054</b>
貸倒引当金	△5,705		
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,703,054</b>		

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,876,945
売 上 原 価		4,267,287
売 上 総 利 益		1,609,658
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,137,087
営 業 利 益		472,571
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	500	
受 取 配 当 金	23,947	
受 取 賃 貸 料	162	
為 替 差 益	143,464	
そ の 他	6,393	174,468
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,984	
そ の 他	59	2,044
経 常 利 益		644,995
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	155	155
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		644,840
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	207,358	
法 人 税 等 調 整 額	20,952	228,310
当 期 純 利 益		416,529
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		416,529

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高および変動事由	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	393,997	283,095	5,679,578	△158,900	6,197,771
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△105,255		△105,255
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			416,529		416,529
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	311,273	-	311,273
当 期 末 残 高	393,997	283,095	5,990,852	△158,900	6,509,045

残高および変動事由	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	6,394	6,394	6,204,165
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△105,255
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			416,529
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△21,945	△21,945	△21,945
当 期 変 動 額 合 計	△21,945	△21,945	289,328
当 期 末 残 高	△15,551	△15,551	6,493,494

## 【連結注記表】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社数 2社
- ・ 連結子会社の名称 日本プリンタエンジニアリング株式会社  
石川台商事株式会社

### (2) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

##### その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

以外のもの

##### ロ. 棚卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

定率法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 2年～12年

工具、器具及び備品 2年～20年

##### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

##### ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス

自社所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・ リース取引に係る

リース資産

所有権移転外ファイナンス

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

・ リース取引に係る

リース資産

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

当社及び日本プリンタエンジニアリング株式会社において債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

当社及び日本プリンタエンジニアリング株式会社において従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ハ. 役員退職慰労引当金

当社及び日本プリンタエンジニアリング株式会社において取締役及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### イ. 商品及び製品の販売

国内の商品及び製品の販売については、主に「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合については、出荷基準で収益を認識しております。商品及び製品の輸出販売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、当該商品及び製品に対する危険負担が移転した時点で顧客が支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

#### ロ. サービスの提供

サービスの提供については履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供の完了時点で当該履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、履行義務が顧客との契約により一定期間にわたり充足される場合には、時の経過に伴い当該履行義務が充足されると判断し、契約期間に渡って均等按分し収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び日本プリンタエンジニアリング株式会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

### (会計方針の変更に関する注記)

#### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引については従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識するようになりました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価が53,547千円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

## (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、（金融商品に関する注記）において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

## （会計上の見積りに関する注記）

### 棚卸資産の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度
商品及び製品	330,094
仕掛品	6,325
原材料及び貯蔵品	292,095
計	628,514

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ミニプリンタの開発・製造・販売事業の棚卸資産は品目別に回転期間分析や保有期間分析等を実施し、収益性低下のリスクが相対的に高まっている品目を識別しております。そして、収益性低下のリスクが相対的に高まっている品目については特に留意し、累計販売台数をもとにした今後の取替需要の予測や競合機種の有無、受注の状況等を踏まえて将来の販売可能性を見積り、収益性が低下していると判断された品目の簿価を切り下げて評価しております。

事業の特性上、顧客の様々な機器に組み込まれ、その顧客も多岐にわたるため、多品種であります。また、ライフサイクルが長く、顧客の取替需要に対応する必要があります。棚卸資産の評価は、多品種の棚卸資産を対象として個々の特性に応じて行い、また比較的長期間にわたる将来の販売可能性に係る見積りを行っております。そのため、実際の販売状況が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 911,787千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

営業保証金の代用として次の資産を担保に供しております。

現金及び預金	30,000千円
建物及び構築物	105,891
土地	515,240
計	651,131

上記に対応する債務は次のとおりであります。

支払手形	245,006千円
買掛金	65,680
計	310,686

### (連結損益計算書に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,523,592	—	—	5,523,592
合計	5,523,592	—	—	5,523,592
自己株式				
普通株式	260,802	—	—	260,802
合計	260,802	—	—	260,802



## (2) 配当に関する事項

### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	105,255	20	2021年 3月31日	2021年 6月29日

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議 (予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	105,255	利益剰余金	20	2022年 3月31日	2022年 6月28日

## (金融商品に関する注記)

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産による方針であり、投資資金は自己資金で賄い借入を行わない方針であります。

外貨預金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的に為替差損益等を把握し、取締役会に報告されております。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては債権管理規程等に従い、取引先ごとの与信限度額管理、期日管理及び残高管理を行うと共に、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の範囲内でリスクが一部相殺されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、有価証券管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、一年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	613,112	613,112	—

※「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」は現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	553,207	—	—	553,207

※投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は59,905千円であります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	1,233円85銭
(2) 1株当たり当期純利益	79円15銭

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

商品群別	顧客との契約から生じる収益	その他の収益	外部顧客への売上
ミニメカニズム	154,438	-	154,438
ミニ完成品	3,260,265	-	3,260,265
ミニ関連商品	886,064	-	886,064
大型プリンタ	116,255	-	116,255
消耗品	440,677	-	440,677
その他	1,008,786	10,458	1,019,244
合計	5,866,487	10,458	5,876,945

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) (2) 会計方針に関する事項」の「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,301,717
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,563,702
契約資産（期首残高）	-
契約資産（期末残高）	-
契約負債（期首残高）	13,963
契約負債（期末残高）	44,386

契約負債は主に、契約に基づく履行に先立って顧客から受領した対価に関連するものであり、契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。契約負債は、連結貸借対照表の流動負債に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,248,704</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,725,180</b>
現金及び預金	4,283,474	支払手形	897,427
受取手形	499,193	買掛金	551,809
売掛金	1,064,362	未払金	22,344
商品及び製品	400,723	未払費用	4,767
その他	1,262	未払法人税等	156,285
貸倒引当金	△312	賞与引当金	28,529
		その他	64,017
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,055,431</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>314,946</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,032,430</b>	役員退職慰労引当金	158,507
建物	109,801	退職給付引当金	155,039
構築物	40	その他	1,400
工具、器具及び備品	4,452	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,040,127</b>
土地	916,582	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	1,553	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,279,560</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,974</b>	<b>資 本 金</b>	<b>393,997</b>
ソフトウェア	1,974	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>283,095</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,021,026</b>	資本準備金	283,095
投資有価証券	613,112	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>5,761,367</b>
関係会社株式	326,080	利益準備金	44,999
敷金及び保証金	14,547	その他利益剰余金	5,716,368
繰延税金資産	67,136	別途積立金	3,000,000
その他	5,855	繰越利益剰余金	2,716,368
貸倒引当金	△5,705	<b>自 己 株 式</b>	<b>△158,900</b>
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△15,551</b>
		その他有価証券評価差額金	△15,551
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,304,136</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,264,009</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>8,304,136</b>

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,867,522
売 上 原 価		4,548,282
売 上 総 利 益		1,319,240
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		901,574
営 業 利 益		417,665
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	499	
受 取 配 当 金	23,947	
受 取 賃 貸 料	15,432	
為 替 差 益	143,465	
そ の 他	6,146	189,490
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
そ の 他	10	29
経 常 利 益		607,126
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	97	97
税 引 前 当 期 純 利 益		607,029
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	204,986	
法 人 税 等 調 整 額	△1,541	203,444
当 期 純 利 益		403,585

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高および変動事由	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	393,997	283,095	283,095	44,999	3,000,000	2,418,038	5,463,038
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△105,255	△105,255
当 期 純 利 益						403,585	403,585
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	298,329	298,329
当 期 末 残 高	393,997	283,095	283,095	44,999	3,000,000	2,716,368	5,761,367

残高および変動事由	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△158,900	5,981,231	6,394	6,394	5,987,625
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△105,255			△105,255
当 期 純 利 益		403,585			403,585
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△21,945	△21,945	△21,945
当 期 変 動 額 合 計	—	298,329	△21,945	△21,945	276,383
当 期 末 残 高	△158,900	6,279,560	△15,551	△15,551	6,264,009

## 【個別注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### ロ. 棚卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### ② 固定資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

定率法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7年～50年

##### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

・リース取引に係る

リース資産

#### ③ 引当金の計上基準

##### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。



## ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しており、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## ニ. 役員退職慰労引当金

取締役及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### イ. 商品及び製品の販売

国内の商品及び製品の販売については、主に「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合については、出荷基準で収益を認識しております。商品及び製品の輸出販売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、当該商品及び製品に対する危険負担が移転した時点で顧客が支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

#### ロ. サービスの提供

サービスの提供については履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供の完了時点で当該履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、履行義務が顧客との契約により一定期間にわたり充足される場合には、時の経過に伴い当該履行義務が充足されると判断し、契約期間に渡って均等按分し収益を認識しております。

## ⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (会計方針の変更に関する注記)

#### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引については従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識するようにしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価が53,547千円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

#### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
商品及び製品	400,723

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結計算書類（会計上の見積りに関する注記）棚卸資産の内容と同一であります。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 130千円

短期金銭債務 375,305千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 352,745千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

営業保証金の代用として次の資産を担保に供しております。

現金及び預金 30,000千円

建物 105,891

土地 515,240

計 651,131

上記に対応する担保付債務は次のとおりであります。

支払手形 245,006千円

買掛金 65,680

計 310,686

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	2,689千円
仕入高	1,185,040
販売費及び一般管理費	103,307
営業取引以外の取引	18,791

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	260,802株	一株	一株	260,802株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	8,735千円
未払事業税	7,785
退職給付引当金	47,473
役員退職慰労引当金	48,534
減損損失	4,519
減価償却費限度超過額	75
その他有価証券評価差額金	4,656
その他	6,661
小計	128,442
評価性引当額	△61,305
繰延税金資産合計	67,136
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	67,136

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権 の所有 又は 被所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	日本プリンタエンジニアリング株式会社	299,000	産業用小型プリンタ開発製造	(所有) 直接 100	製品の開発、製造委託	製品の仕入 (注2)	1,185,040	支払手形 買掛金	269,620
						製品開発の委託 (注2)	72,779	—	—
						土地の賃貸 (注2)	8,054	—	—
子会社	石川台商事株式会社	25,000	資産管理業務 不動産仲介業 損害保険代理店業	(所有) 直接 100	当社グループ資産管理	土地の賃貸 (注2)	7,479	流動負債 その他 (前受収益)	722
						車両の賃借 (注2)	17,871	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。
2. 価格等の取引条件は、市場価格を勘案し協議の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,190円24銭
2. 1株当たり当期純利益 76円69銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2022年 5月 26日

日本プリメックス株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

二階堂 博文

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

八巻 優太

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本プリメックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プリメックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2022年 5月26日

日本プリメックス株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 二階堂 博文

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 八巻 優太

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本プリメックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

日本プリメックス株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	伊藤 健 (印)
監査等委員	山崎 真人 (印)
監査等委員	田中 貞雄 (印)

(注) 1. 監査等委員伊藤健、山崎真人及び田中貞雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は、2021年6月28日開催の第43回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2021年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当金に関する事項

第44期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開、安定的な配当の継続等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は105,255,800円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2022年6月28日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更いたしたいと存じます。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき項目に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）中川善司、太田明光、内田弘、渡辺良雄、真岡厚史、の5氏（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
再任 1	なか がわ ぜん じ 中川 善 司 (1945年1月13日生)	1967年4月 シチズン事務機㈱（現シチズン・システムズ㈱）入社 1986年4月 同社 システム営業部長 1991年4月 同社 システム営業部長シービーエム・アメリカ・コーポレーション社長就任 1996年5月 同社退社 1996年6月 ニチプリ電子工業㈱（現日本プリンタエンジニアリング㈱）代表取締役（現任） 当社入社 取締役就任 1997年10月 代表取締役会長就任 1999年5月 代表取締役会長兼社長就任（現任）	2,001,140株
再任 2	おお た あき みつ 太田 明 光 (1955年9月14日生)	1983年4月 当社入社 1998年4月 営業部長就任 1999年5月 取締役就任（現任） 2001年4月 営業本部長兼東京営業部長 2005年9月 国内営業本部長兼特販部長（現任）	21,372株
再任 3	うち だ ひろし 内田 弘 (1956年7月22日生)	1982年6月 当社入社 1998年4月 システム営業部長 2001年3月 取締役就任（現任） 2001年4月 営業副本部長兼システム営業部長 2005年9月 国内営業副本部長兼東京営業部長 2017年4月 国内営業副本部長兼所店営業部長（現任）	21,372株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
再任 4	わた なべ よし お 渡 辺 良 雄 (1953年12月21日生)	1983年3月 当社入社 1988年11月 横浜営業所長 2001年3月 取締役就任(現任) 2001年3月 石川台商事(株)代表取締役(現任) 2002年4月 営業副本部長兼横浜営業所長 2003年12月 国内営業副本部長兼所店営業部長 2017年4月 国内営業副本部長兼東京営業部長 (現任)	20,244株
再任 5	ま おか あつ し 真 岡 厚 史 (1952年2月17日生)	1975年4月 セイコーエプソン(株)入社 2004年6月 エプソン販売(株)取締役就任 2005年6月 同社 常務取締役就任 CS・QAセンター長 2010年11月 同社 常務取締役 経営推進本部長兼技術推進本部長 2012年2月 セイコーエプソン(株)、エプソン販売 (株)退社 2012年3月 当社管理本部長兼総務部長(現任) 2012年6月 取締役就任(現任)	3,000株
新任 6	やなぎ さわ ゆう じ 柳 澤 雄 二 (1951年8月28日生)	1975年4月 (株)東京相和銀行(現(株)東京スター銀行)入社 2001年6月 同社退社 2001年6月 当社入社 2017年7月 当社執行役員(経理担当)就任(現任)	14,489株

【再任取締役5名について取締役候補者とした理由】

長期間、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に携わり、取締役としての経験・実績及び当社経営全般に関する幅広い知見を有しております。また、新規マーケットに対応すべく、当社の製品開発の領域においてもリーダーシップを発揮しております。以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

【新任取締役1名について取締役候補者とした理由】

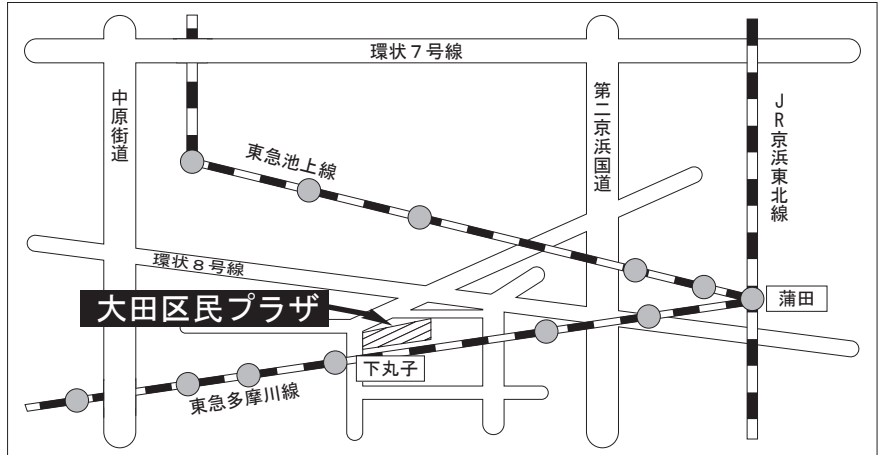
新任取締役候補者である柳澤雄二氏は、金融機関における26年の勤務を経て、2001年6月当社入社。その後、一貫して当社の経理・財務業務に携わり、2017年7月当社執行役員に就任。以降、経理部長として当社グループの経理・財務部門の堅確かつ健全な業務遂行に貢献してまいりました。これらを経て得られた経験と見識に基づき、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者となりました。

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上



## 株主総会会場ご案内図



会場：東京都大田区下丸子三丁目1番3号  
大田区民プラザ  
電話 (03) 3750-1611

交通：東急多摩川線「下丸子駅」下車駅前

※なお、駐車場の準備はいたしていませんので、あしからずご了承ください  
いますようお願い申し上げます。